

(1) 公共交通の安全性・利便性や快適性を高める

①公共交通ネットワークを充実する

- 南北公共交通の強化や公共交通利便性の向上のため、道路整備にあわせたバス路線の導入を進めます。また、バス交通導入が可能な地区幹線道路などの整備を進めます。
- 環状8号線を基軸とした南北方向の新たな公共交通機関(エイトライナー[※])の早期実現に向け、環状8号線沿道の関係区と連携し、検討を進めます。

②連続立体交差事業[※]により沿線街づくりを進める

- 連続立体交差事業により、踏切での交通渋滞や踏切事故、鉄道による地域分断を解消するとともに、これにあわせた沿線街づくりを進めます。

③コミュニティバス[※]を充実する

- 南北公共交通の強化や高齢社会における地域交通の利便性の向上のため、コミュニティバスの新規導入を進めます。

(2) 歩行者や自転車利用者の安全性と快適性を高める

①安全な歩行空間を確保する

- 道路の新設、拡幅整備や改修にあわせた歩道の整備や、舗装等の工夫による歩車道の区分などにより、連続した歩行空間を確保します。
- 地先道路[※]への通過交通を抑制し、歩行者の安全性を確保するため、都市計画道路等の整備を進めるとともに、歩道のないバス通りなどにおいて歩行空間を確保するため、道路拡幅などを進めます。
- 安全で快適な歩行空間を確保するため、電線類の地中化[※]などを進めます。
- 緑道は散歩道としてだけでなく公共施設や公園などを結ぶネットワーク形成を図ります。
- 地区計画[※]や建築に関する各種条例などを活用し、事業者による歩道状空間などの整備を進めます。

②自転車走行空間を確保しネットワークを形成する

- 安全で快適な自転車走行環境とするため、都市計画道路等の整備や道路状況に応じた排水施設のスリム化などにより、自転車専用通行帯(自転車レーン)[※]などの設置や、自転車走行空間のネットワーク形成を図ります。
- 自転車利用者のルール・マナーの向上のため、世田谷区民自転車利用憲章[※]に基づき、区民が自主的に取り組む自転車安全利用推進員制度などを進めます。

(3) 各拠点や施設をつなぐ

①各拠点や主要施設に快適にアクセスできる交通ネットワークを形成する

○各拠点をつなぐ主要生活交通軸など都市軸となる都市計画道路の整備を進めるとともに、各拠点や主要施設へのアクセス確保のため、バス路線の導入などを進めます。

②駅前広場を整備する

○鉄道駅において交通結節機能を強化するため、駅前広場の整備を進めます。また、連続立体交差事業*とあわせて駅前広場や都市計画道路等の整備を進めます。

③自転車等駐車場や駐車を整備する

○自転車等駐車場や駐車の需要の高い地区を対象に施設を充実させます。また、連続立体交差事業にあわせて、鉄道事業者との協働により自転車等駐車場の整備を進めます。

④コミュニティサイクル*を拡充する

○自転車利用の面から交通結節機能を強化し、南北交通を補完する機能としてコミュニティサイクルを拡充します。

(4) 円滑な自動車交通を確保する

①渋滞対策を進める

○交通集中による渋滞を緩和し、円滑な自動車交通を確保するため、骨格となる都市計画道路を中心とした道路ネットワークの形成や、東京都および鉄道事業者と連携した連続立体交差事業による踏切の除却などを進めるとともに、ボトルネック*となっている交差点を改良します。

②商店街等での荷さばきスペースを確保する

○商店街等においては、消費の多様化による商品納入の小口化に伴い、トラック配送等が増加する傾向にあります。このため、商店街等との協働による円滑な道路交通を確保するための荷さばきスペースを確保します。

(5) 交通環境の質を高める

①環境・防災・景観に配慮した交通基盤を確保する

○環境と共生した低炭素都市づくり*の一環として、公共交通ネットワークを充実するとともに、公共交通や徒歩・自転車の利用を進めることにより、過度に自動車に依存しない社会への転換を図ります。

○東京外かく環状道路*の整備にあたっては、国分寺崖線*や野川などの自然環境を保全し、周辺の交通や環境に与える影響が極力小さくなるよう対策を求めます。

○にぎわいのある界わいとなる駅舎および周辺は、まちの顔となる風景や防災に配慮した整備を進めます。また、幹線道路*や地区幹線道路*を中心に道路緑化や沿道緑化、沿道の街なみの統一などを進めます。

- 道路は、雨水の貯留や地中への浸透、路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装材、リサイクル材の活用など環境に配慮した整備を進めます。
- 電気自動車や燃料電池車の普及に努めます。

②誰もが安全・快適に利用できる交通基盤とする

- 道路や緑道、公共交通施設などの交通基盤は、誰もが利用できるようユニバーサルデザイン※による整備を進めます。また、建築物や道路、緑道、公共交通施設などの相互の移動の連続性を重視したユニバーサルデザインによる整備を進めます。
- 誰もが安全・快適に利用しやすい交通手段の充実を交通事業者へ働きかけます。

第4章 街づくりを実現するための方策

1. 区民主体の街づくり

区民主体の街づくりを実現するため、区民と事業者と区の責務を明確化するとともに、区民・事業者・区の協働の街づくりを進めます。

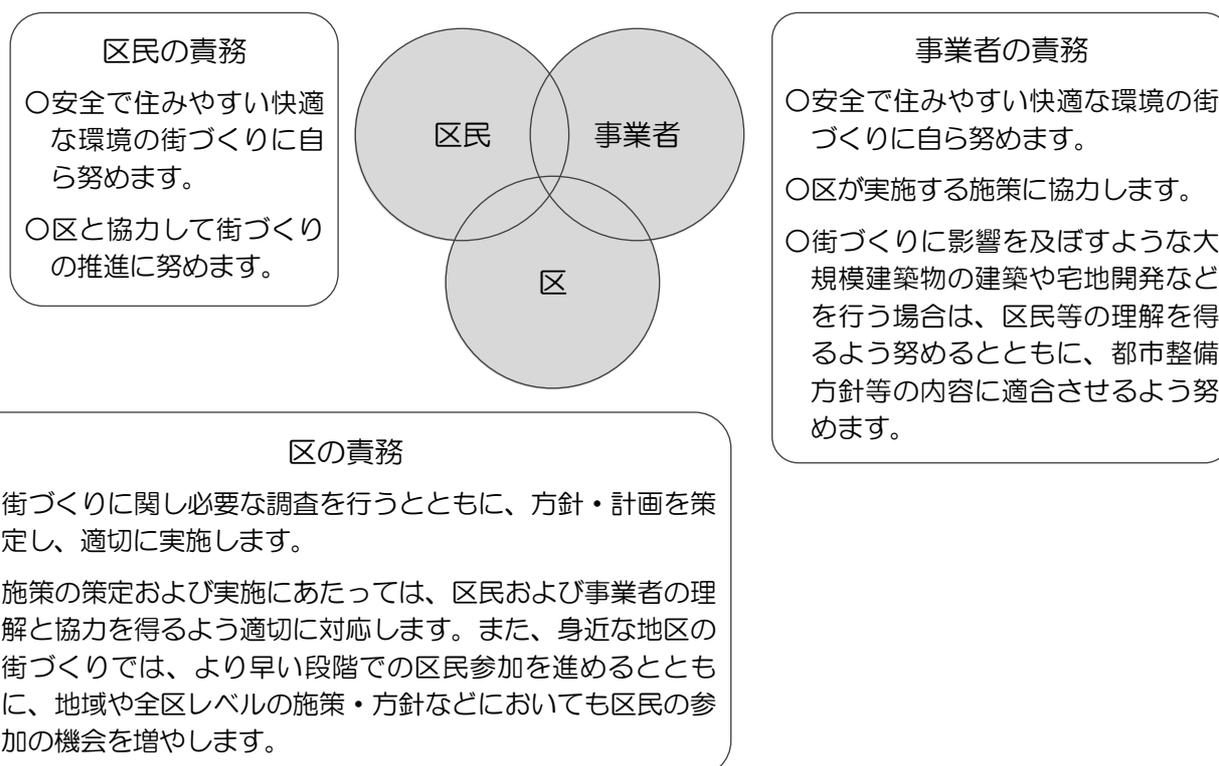
また、子ども・若者から、すべての区民が街づくりに関心を持ち、一人ひとりが街づくりの担い手となる区民主体の街づくりを実現します。

(1) 協働の街づくりを進める

○区民生活の多様化が一層進む中、街づくりの課題に取り組むためには、区民一人ひとりが身近にできることにしっかり取り組み、さらに地域が協力しあい、区が適切に役割分担を果たす協働の取り組みが重要です。このため、多様な主体が共に理解し合い、知恵を出し合い、協力しながら、災害時にも対応しうる自助・共助・公助の視点を持った協働の街づくりを進めます。

○世田谷区街づくり条例^{*}では、街づくりにおける各主体の責務として、区民・事業者は、安全で住みやすい快適な環境の街づくりに自ら努めるとともに、区と協力して街づくりの推進に努めるべきこと、区は基本的かつ総合的な施策を策定し、区民および事業者の理解と協力を得て、区民の意見を十分に反映するよう努めなければならないことなどを定めています。これらを踏まえ、街づくりの様々な場面ごとに、街づくりを担う区民・事業者・区の責務を明確化し、パートナーシップを確立します。

区民・事業者・区の責務の明確化



- 広域生活・文化拠点などにおいては、にぎわいや魅力、良好な市街地環境を維持し、地域活力の増進と地域の発展を図るため、区民・事業者等が、道路・公園等の公共施設も含めたまちの維持・管理・運営などについても担う、新しい総合的な街づくりの取り組みを進めます。
- 街づくりにおいては、例えば防災や地球温暖化対策など、これまで以上に専門的な知識や実効性につながる知恵が重要となる課題が増えています。また、これまでの区民参加の街づくりを一層進めるために参加の輪を広げていく必要があります。このため、大学や研究機関等の知的資源の活用や学生との協働を進めます。

(2) 区民主体の街づくりを進める

- 区民主体の街づくりを進めるためには、第一に、区民の一人ひとりがまちの特性や課題、街づくりに関する知識を身につけることが必要です。このため、区は街づくりに関する情報について様々な機会を設けて提供し、区民や事業者との共有に努めます。
- 街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取り組みを進めます。
- 区民主体の街づくりを進めるためには、まちに関する理解や関心を養い、区民参加の街づくりの大切さや街づくりへの関わり方などに触れ学ぶことが重要です。子どもや若者をはじめ、様々な人々が街づくりを学ぶ機会を増やし、将来の街づくりの担い手を育てます。
- これまでの街づくりへの住民参加の実績と成果を踏まえ、街づくりのリーダー・組織への支援、身近な地区の区民主体の街づくり、さらに個々の宅地でもできる区民一人ひとりが行う街づくりを支援していくことを、本区の都市整備行政における区民参加の基本とします。

例えば

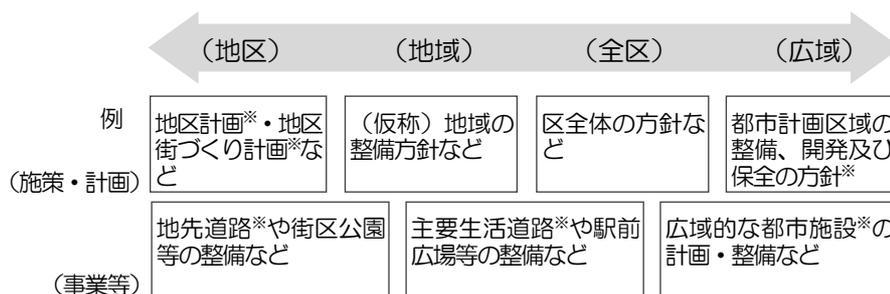
- ・個々の宅地に木を1本ずつ植えると区の木は16万本増えます。
- ・個々の宅地に300リットルの雨水タンク^{*}を設置すると、区全体で47,800m³の雨水貯留ができます。

(参考:区内宅地数159,490。平成23年度世田谷区土地利用現況調査^{*}より)

- 世田谷区街づくり条例では、区民は自己に関係する街づくりに参加する権利と責任を有すると定めており、地区街づくり計画の原案の提案や区民街づくり協定の届出などの制度を活用し、区民主体の街づくりを進めます。
- 身近な地区を単位とし、世田谷区街づくり条例^{*}で定められている地区街づくり計画制度^{*}などを活用し、地区の特性および多様な地域住民の意見を踏まえ、区民相互、区民と区の合意形成をめざす街づくりを進めます。また、都市計画提案制度^{*}などを活用します。
- 区は施策の策定や事業の実施にあたっては、計画や事業の性格や段階に応じ、区民および事業者の理解と協力を得るよう適切に対応します。また、身近な地区の街づくりでは、区民一人ひとりが街づくりの担い手となるよう、より早い段階での区民参加を進めるとともに、地域や全区レベルの施策・方針などにおいても区民の参加の機会を増やします。

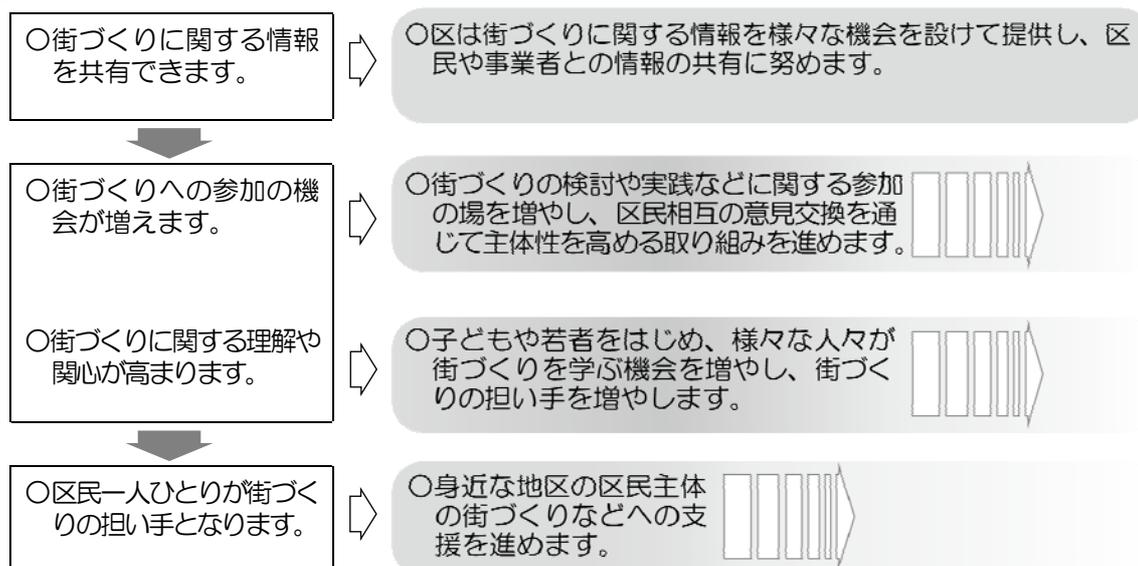
区民主体の街づくりの推進の体系

【計画課題の広がり、区民主体の街づくりの例示】



【区民の街づくりへの展開】

【区の取り組み】



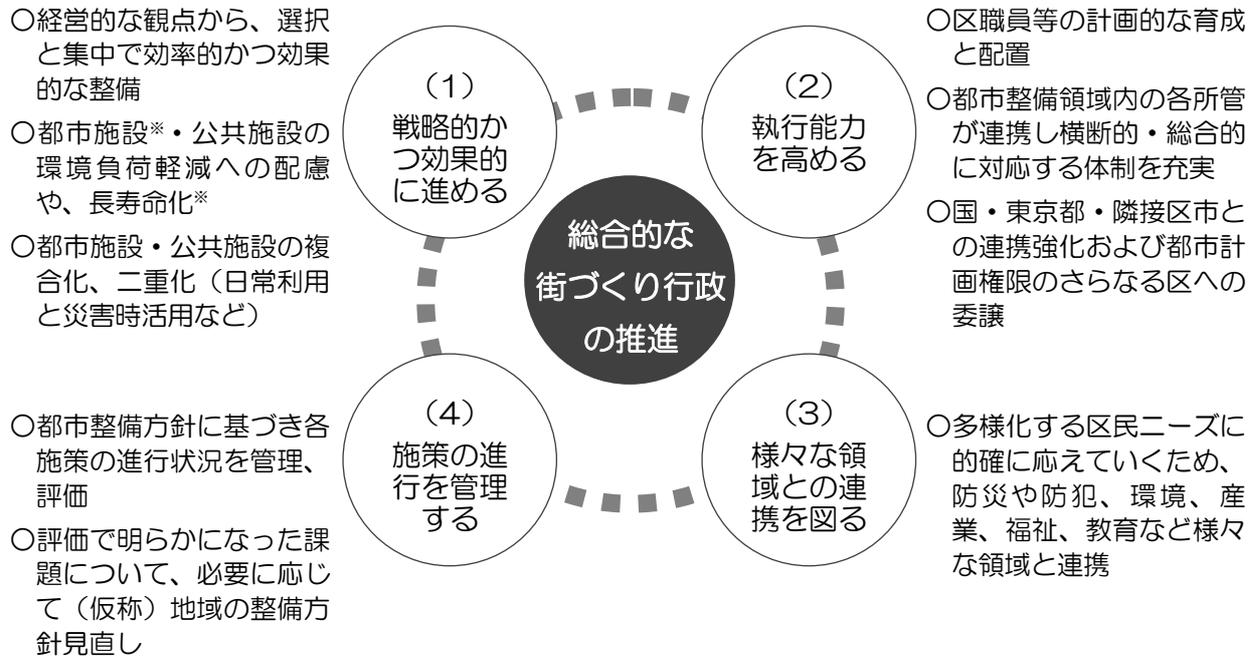
(3) 事業者と適切に連携する

- 都市整備方針の内容を実現していくためには、事業者も主体的に街づくりに協力するとともに、その活力を適切に活用していくよう連携していくことが重要です。このため、区は事業者に対して街づくりに関する方針等を伝え、理解を促します。
- 事業者は、区民に適切に建築構想等の情報を提供し、十分な説明や区民との合意形成に努めるなど、良好な街づくりに向けたパートナーシップの形成を進めます。

II. 総合的な街づくり行政の推進

街づくりを実現するためには、総合的な街づくり行政を進めることが必要です。本区は以下に示す4つの取り組みを大きな柱とします。

総合的な街づくり行政の推進のための4つの柱



（1）戦略的かつ効果的に進める

- 都市基盤の整備にあたっては、限られた都市財政のなかで、経営的な観点から事業や手法の選択、集中的な投資および関連するソフトな施策・事業の実施などにより、効率的かつ効果的に進めます。
- 都市施設*の維持管理にあたっては、環境負荷軽減への配慮や長寿命化修繕計画の策定などによるライフサイクルコスト*の軽減を図るとともに、従来の対処療法型の維持管理から計画的な予防保全型の維持管理へ転換します。
- 今後の高齢者の増加などにより利用者のニーズが変わっていくと考えられ、区民等の意見を取り入れ施設の複合化、日常利用と災害時活用などの二重化により、長期的に区民のニーズに対応した利用ができる柔軟で戦略的な施設整備に努めます。

(2) 執行能力を高める

- 協働の街づくりを進めるためには、熱意と知識を持った区職員等の存在が不可欠です。このため、意識の啓発や、計画づくりや様々な施策・事業に関する研修・実践体験の一層の充実など、区職員等の計画的な育成と配置を行います。
- 区民の生活像を重視したテーマ別方針を実現するため、都市整備領域内の各所管が連携し横断的・総合的に対応する体制を充実します。

各テーマ別方針と主な分野別整備方針の関係

分野別整備方針 5つのテーマ別方針	防災街づくり基本方針	耐震改修促進計画	豪雨対策基本方針	みどりとみずの基本計画	農地保全方針	住宅整備方針	風景づくり計画	せたがや道づくりプラン	交通まちづくり基本計画	自転車等の利用に関する総合計画	ユニバーサルデザイン推進計画
1. 安全で災害に強いまちをつくる	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
2. みどり豊かで住みやすいまちをつくる			●	●	●	●	●	●		●	●
3. 活動・交流の拠点をもつまちをつくる				●	●	●		●	●	●	●
4. 地域資源の魅力を高めるまちをつくる				●	●	●	●			●	●
5. 誰もが快適に移動できるまちをつくる								●	●	●	●

- 国・東京都はもとより、隣接区市および警察署、消防署など関係機関との連携を一層強化します。また、事務処理の迅速化、事務の一元化などによる街づくり行政の効率化や、本区独自の個性を活かした街づくりの一層の推進のため、都市計画権限の区へのさらなる委譲に努めます。

(3) 様々な領域との連携を図る

○街づくりには、道路や公園の整備や建築物の建築、土地利用の誘導などに加えて、区民主体の防災・防犯街づくり、環境や健康への配慮、産業振興など、都市整備領域だけでは解決できない広範な内容が含まれます。また、国分寺崖線[※]などの自然資源の継続的な保全のためには教育などを通じた区民の認識と理解も必要です。

このように、ますます多様化する区民ニーズに的確に応えていくため、領域を超えてソフトとハードの一体化の視点から、防災や防犯、環境、産業、福祉、教育など横断的・総合的施策に取り組む必要があります。

○特に以下の施策には積極的に取り組みます。

①地域力を高める

○災害対策はもとより、高齢社会への対応、子育て支援などは地域や地区で支えあう地域力を高めることが重要です。このため、町会・自治会や街づくり協議会、防災・防犯その他の課題に関わるまちづくり活動団体の支援など地域のコミュニティ形成を進めます。

○復旧・復興に際しての地域の力を高めるため、総合支所や出張所・まちづくりセンターが連携し、避難所運営訓練と都市復興プログラム[※]実践訓練などの共同開催の実施等により、地域の防災力の強化を進めます。

②低炭素社会[※]をつくる

○環境に配慮した住まいづくりに取り組むため、長期優良住宅[※]の建設など住宅の省エネルギー化、再生可能エネルギー[※]の利用促進、既存住宅の環境配慮型リノベーション[※]の推進、敷地内の緑化や雨水タンク[※]の設置誘導などに加え、環境に配慮した住宅の建設を進めます。

○自動車に過度に依存しないまちへの転換を図るため、公共交通の整備や自転車利用の促進、歩きやすい歩道の整備などを進めます。

○みどりの保全・創出を推進するため、公園・緑地の整備、民有樹林地の保全などを進めます。

③地域福祉を支えるまちをつくる

世田谷区地域保健医療福祉総合計画と連携し、区の地域福祉を支えるまちをつくります。

○高齢者、障害者をはじめとして、すべての人が、それぞれの暮らし方に対応できるよう、多様な住まいを確保します。

○今後、増加を続ける高齢者人口や当面の年少人口の増加予測を踏まえ、大規模集合住宅の建設や住宅団地建て替えの際は、福祉施設や保育所などの設置を誘導します。

○地域に気軽に集える活動の拠点場所として、公共施設、空き家等の社会資源を活用します。

- すべての人が社会の様々な活動に参加でき、安心して暮らせるようユニバーサルデザイン※推進計画に基づき、誰もが利用しやすい社会環境を構築します。
- 高齢者をはじめとするすべての人が健康に暮らせるよう、歩きやすい歩道・健康づくりに配慮した緑道や公園の整備、自転車走行レーンの整備などを進めます。
- 地域包括ケアシステム※を推進する身近な地区の視点を踏まえ、街づくりとの連携に努めます。

④文化を身近に感じることができるまちをつくる

- 世田谷区文化・芸術振興計画に基づく取り組みを踏まえ、歴史的資産や古道を大切にす、文化的資源などを活かした風景づくりを進めるなど、文化を身近に感じることのできるまちをつくります。

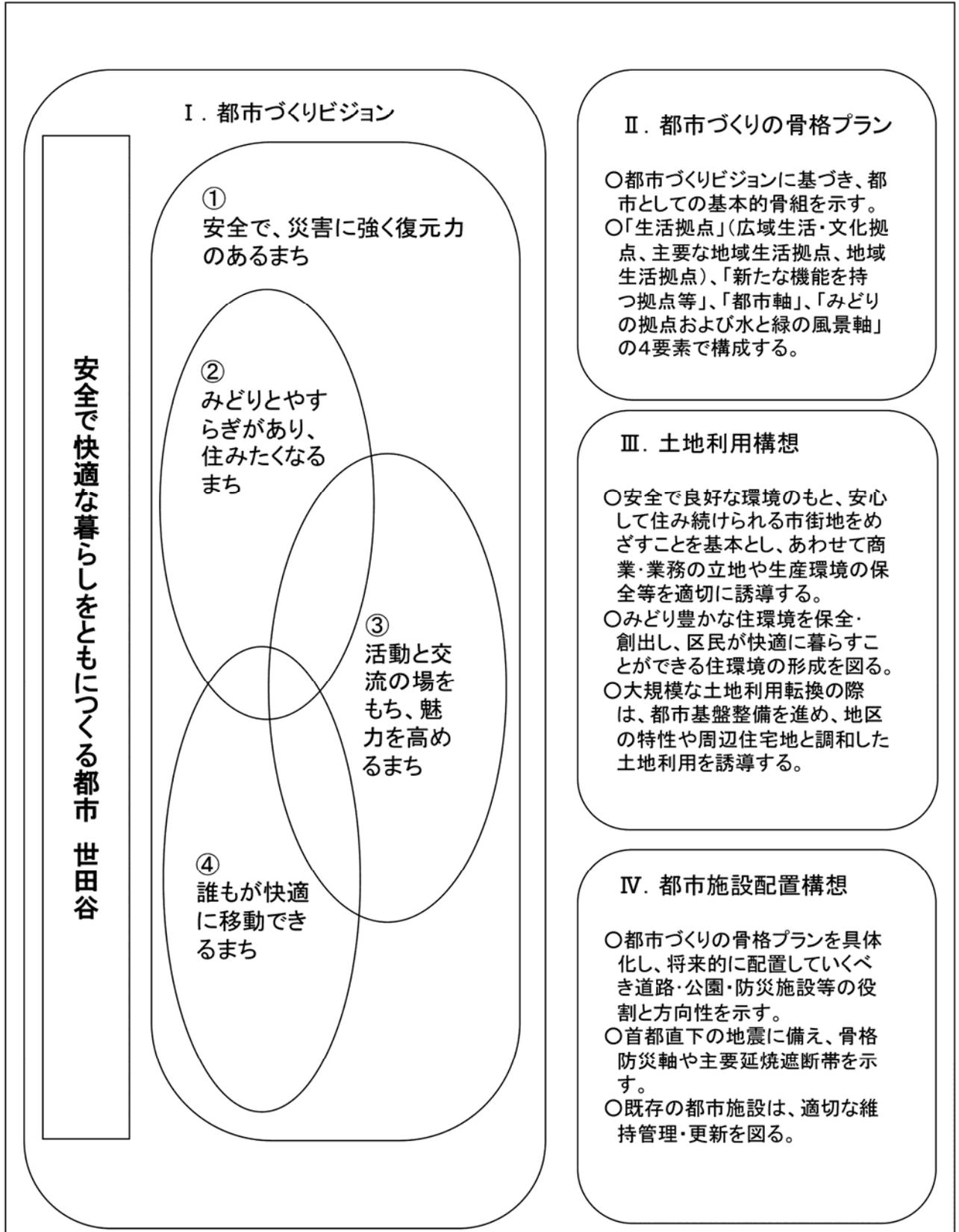
(4) 施策の進行を管理する

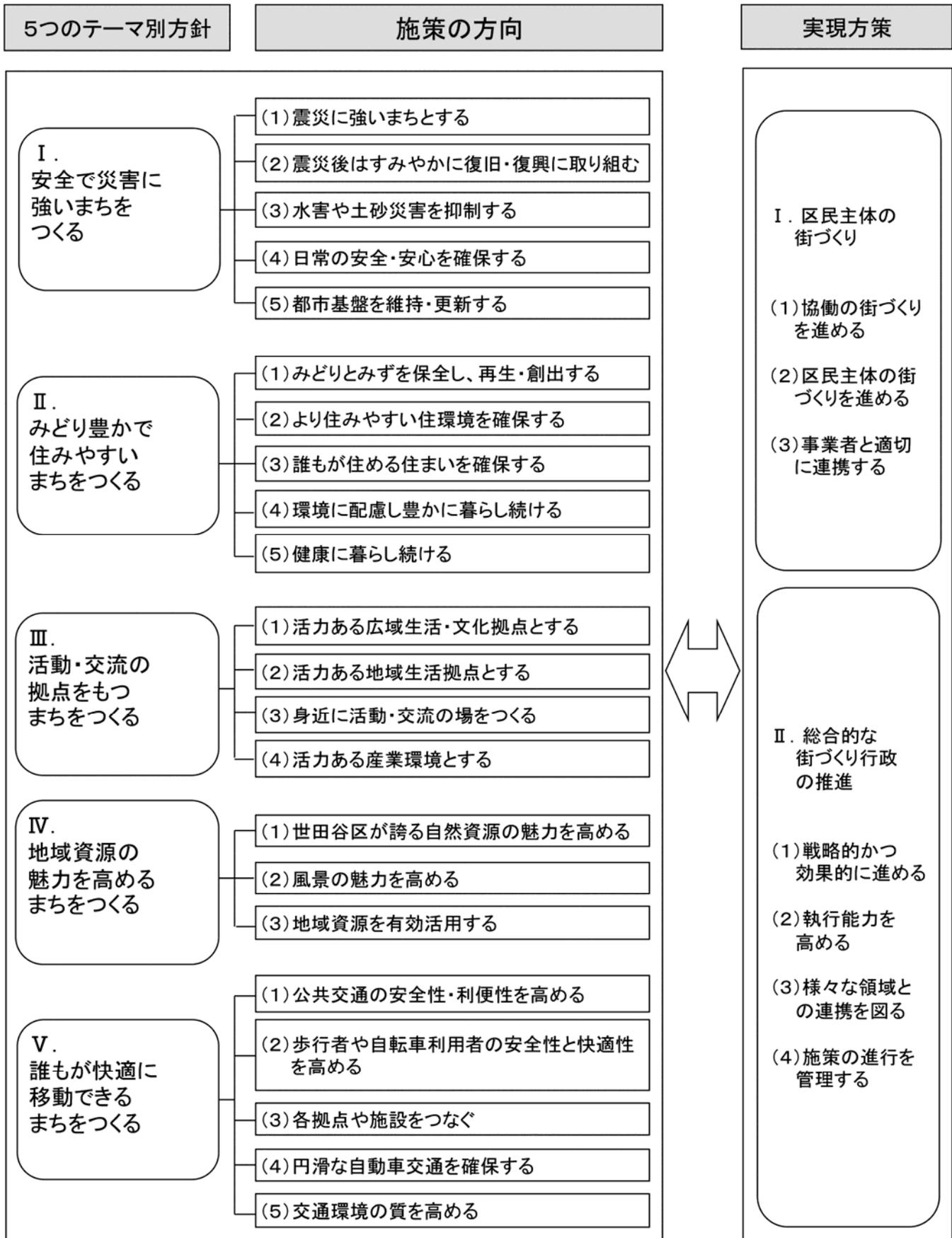
- 都市整備方針における目標とするまちの姿を実現するため、本方針の各施策の進行状況を管理し、「(仮称)地域の整備方針」については、社会情勢の変化や概ね10年を経過した時点の施策の進捗状況を踏まえて評価を行い、必要に応じてその後の10年間を見据えて見直しを行います。評価にあたっては、区民参加や区民意見の反映を一層進めるとともに、費用面や施策の影響と効果についても検討を行います。

世田谷区都市整備方針「都市整備の基本方針」の体系

将来都市像・4つのまちの姿

都市づくりの方向





資料編

I. 検討経緯

(1) 区民参加の経緯

平成 24 年	9 月	区民アンケート配付・回収
平成 25 年	2 月 15 日	現行の都市整備方針の検証結果について、区のおしらせ等で公表し、区民意見を募集
	2 月 24 日	第1回 街づくりセミナー（参加者：24 名） テーマ：都市の将来像、住まいと住環境 講師：中川義英／早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授 講師：小林秀樹／千葉大学大学院工学研究科 教授
	3 月 9 日	第2回 街づくりセミナー（参加者：20 名） テーマ：大災害に備えた環境整備 講師：原昭夫／自治体まちづくり研究所 所長
	4 月 7 日	第3回 街づくりセミナー（参加者：18 名） テーマ：みどりの保全と創出 講師：阿部伸太／東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授
	4 月 20 日	第4回 街づくりセミナー（参加者：15 名） テーマ：都市交通～自転車利用に注目して 講師：小嶋勝衛／（財）建築・まちづくり協力研究所 理事長
	5 月 11 日	第5回 街づくりセミナー（参加者：24 名） テーマ：景観を巡る思考 講師：後藤春彦／早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
	9 月 15 日	都市整備の基本方針骨子を区のおしらせ等で公表
	11～12 月	11 月 15 日～12 月 9 日において、都市整備の基本方針（素案）についてパブリックコメント募集
	12 月 1 日	都市整備の基本方針（素案）およびせたがや道づくりプラン（素案）の合同説明会（参加者：30 名）

【区民アンケート】

今回の改定にあたって実施したアンケート。平成 24 年 8 月 1 日現在で満 16 歳以上の区民の中から、2,500 名を無作為に抽出し、郵送による送付・回収で実施した。有効配付数 2,469 票に対して回収数は 723 票、回収率約 29%

【街づくりセミナー】

都市整備方針の改定にあたり、より多くの区民に都市整備方針を“知ってもらう・学んでもらう・関心をもってもらう”機会として、テーマ別連続講座と意見交換による街づくりセミナーを開催（全5回）

(2) 検討経緯

平成 24 年	9月19日	第1回 世田谷区都市整備方針改定検討委員会 主な議題：現行方針の検証・評価
	12月7日	第2回 世田谷区都市整備方針改定検討委員会 主な議題：改定にあたって盛り込むべき視点
平成 25 年	5月9日	第3回 世田谷区都市整備方針改定検討委員会 主な議題：都市づくりビジョン
	6月14日	第4回 世田谷区都市整備方針改定検討委員会 主な議題：都市整備の基本方針（骨子）案
	7月12日	第5回 世田谷区都市整備方針改定検討委員会 主な議題：都市整備の基本方針（骨子）案
	9月24日	第6回 世田谷区都市整備方針改定検討委員会 主な議題：都市整備の基本方針（素案）

【世田谷区都市整備方針改定検討委員会】

世田谷区都市整備方針の改定にあたり、課題や方針の内容・改定手続きなどについて検討するために庁内に設置

(3) 審議経緯

平成 24 年	8 月 1 日	第 71 回 世田谷区都市計画審議会 世田谷区都市整備方針の改定について諮問
	11 月 1 日	第 72 回 世田谷区都市計画審議会 区民アンケート調査結果について報告
平成 25 年	1 月 15 日	第 1 回 世田谷区都市整備方針改定検討部会 改定にあたって盛り込むべき視点等について審議
	1 月 28 日	第 73 回 世田谷区都市計画審議会 現行の都市整備方針の検証結果について報告
	3 月 25 日	第 2 回 世田谷区都市整備方針改定検討部会 改定にあたって盛り込むべき視点、都市整備の基本方針の構成、都市づくりビジョン等について審議
	5 月 27 日	第 3 回 世田谷区都市整備方針改定検討部会 都市整備の基本方針骨子（案）等について審議
	7 月 9 日	第 75 回 世田谷区都市計画審議会 都市整備の基本方針骨子（案）について報告
	8 月 2 日	第 4 回 世田谷区都市整備方針改定検討部会 都市整備の基本方針骨子（案）等について審議
	8 月 19 日	第 76 回 世田谷区都市計画審議会 都市整備の基本方針骨子（案）について報告
	10 月 3 日	第 5 回 世田谷区都市整備方針改定検討部会 都市整備の基本方針素案（案）等について審議
	10 月 23 日	第 77 回 世田谷区都市計画審議会 都市整備の基本方針素案（案）について報告

【世田谷区都市整備方針改定検討部会】

世田谷区都市整備方針の改定に関して、都市計画審議会では審議を効率的に行うため、改定に係る専門的事項をより具体的かつ詳細に調査、審議する部会を、都市計画審議会に設置

構成委員名： 中川義英／早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
阿部伸太／東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授
後藤春彦／早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
原昭夫／自治体まちづくり研究所 所長
小林秀樹／千葉大学大学院工学研究科 教授
小林正美／明治大学理工学部建築学科 教授

II. 用語解説

あ行

新たな防火規制区域	災害時の危険性が高い地域のうち、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域について、建築物の耐火性能を強化するため、都知事が東京都建築安全条例に基づき指定する区域。区域内においては、原則として耐火建築物または準耐火建築物以上としなければならない。
一団地の住宅施設	都市計画法で定められた都市施設の一つであり、住宅難を解消するために設けられた施設で、道路、公園、学校、病院などの公共公益施設を計画的に配置した良好な住宅団地。
一時（いっとき）集合所	世田谷区地域防災計画で定められた、災害時に近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所。公園・緑地、学校、神社などから、町会・自治会等が事前に選定する。
一般延焼遮断帯	延焼遮断帯の一つであり、骨格防災軸と主要延焼遮断帯以外で、防災生活圏を構成する帯状の路線。約1 km四方で構成されている。
雨水タンク	屋根に降った雨を貯めて、植木や庭への散水など、生活用水として利用するための一時貯留槽。雨水タンクの設置により、雨水を有効活用することができ、大雨の時は河川への雨水の流入を抑え洪水対策にも役立つ。
雨水流出抑制施設 ／雨水浸透施設 ／雨水の浸透・貯留施設	地表に降った雨水が短時間で一挙に下水道管や河川に流れ込むのを防ぎ、河川への負担を軽減するための施設。 主に雨水を地下へ浸透させる雨水浸透施設（雨水浸透ますや雨水浸透トレンチ等）と、雨水を一時的に貯留して流出を抑制する雨水貯留施設（貯留槽や貯留池、調整池等）がある。
エイトライナー	環状8号線を基本的な導入空間として、羽田空港から JR 赤羽駅間までを公共交通システムで結び構想。 運輸政策審議会が平成 12 年1月に行った第 18 号答申で、メトロセブン（環七高速鉄道）とともに、区部周辺部環状公共交通として「今後整備について検討すべき路線」に位置づけられている路線。
延焼遮断帯	東京都の防災都市づくり推進計画で定められた、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設およびこれらと近接する耐火建築物等からなる帯状の不燃空間。 震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担い、防災上の重要度から骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に区分されている。
延焼遅延帯	世田谷区防災街づくり基本方針で定められた、主要生活道路、幅員8mの既存道路、鉄道敷・河川、広域避難場所、大規模施設用地、一団地の住宅施設、公園・運動場、公共施設といった不燃的要素からなる帯状の不燃空間。延焼遅延効果を線的または面的に持つ。
温室効果ガス	京都議定書が対象としている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄で構成。本区における平成 20 年度の温室効果ガスのうち約 97%を二酸化炭素が占める。

か行

界わい宣言	世田谷区風景づくり条例に基づき、区民が自宅周辺で魅力的な風景をつくるため、近隣の住民と一緒に風景づくりを進める活動を宣言する制度。
仮設市街地	被災を受けた市街地において、被災者が生活するための場として暫定的に形成される、応急仮設住宅、自力仮設住宅、仮設店舗・事務所などからなる市街地。
幹線道路	区内においては全区レベルでの骨格の軸となり、また、防災生活圏を構成する骨格防災軸または主要延焼遮断帯となる道路。また、区外においては広域にわたり都市間をつなぐ道路。

既存住宅の環境配慮型リノベーション	戸建住宅やマンションなどで建築物の外壁や窓等の断熱改修、太陽熱利用の給湯システムの設置、省エネ家電等の省エネ機器の設置をする場合、その経費の一部を補助する。
狭あい道路	幅員4m未満の道路で、一般交通の用に供されているもの。
京都議定書	平成9（1997）年12月に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において採択された議定書。
緊急輸送道路	東京都耐震改修促進計画で定められた、震災時の救助や物資輸送などを円滑に行うため、応急活動の中心となる防災拠点や庁舎等を相互に結ぶ道路。道路管理者が指定し、避難や消火活動等を行う上でも有効な空間となることが期待できる。
区民農園	区民に野菜づくりなどを通して土に親しむ機会を提供し、区内農業への関心と理解を深めるため、区が設置する貸農園。
区民街づくり協定制度	世田谷区街づくり条例に基づく制度で、区民や自治会等が地域で定めた街づくりに関するルールを、区民街づくり協定として届出を行い、区が一定の要件を確認して登録するもの。
景観重要公共施設	景観法に基づき指定された、まちの魅力を高める核となる道路、公園などの公共施設。
景観行政団体	景観法に基づき、良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体。景観行政団体になると、法的に強制力を持つ取り組みができるなど、効果的で実効性のある景観行政を行うことができる。
景観法	良好な景観形成を図るため、基本理念や住民・事業者・行政の責務等を規定した景観に関する総合的な法律であり、景観行政団体が景観計画（本区の場合は風景づくり計画）や条例（本区の場合は世田谷区風景づくり条例）をつくる際の基準となる法律。
建ぺい率	一つの建築敷地における敷地面積に対する建築面積の割合。
広域避難場所	大学敷地や都立公園など、火災の延焼などにより自宅、一時集合所が危険な状態になった時に避難する大規模な空地等。
豪雨対策モデル地区	過去の浸水状況などから豪雨対策の効果を早期に発現する必要があり、優先的な施策の実施を図る地区。平成22年3月策定の世田谷区豪雨対策行動計画において2地区が指定された。
公開空地	広義には、オープンスペース（公園や広場など、道路や建築物に利用されていない空地）と同様であるが、狭義には都市開発諸制度等を活用して事業者が計画する建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行または利用することができる部分。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、北側敷地への日照確保や圧迫感を抑えるために指定する地区。真北方向から勾配をつけて高さを制限する第一種～第三種高度地区がある。あわせて、建築物の高さの最低限度及び最高限度を定めることもできる。
合流式下水道	家庭などから排出される汚水と雨水を同一の管で排除する方式の下水道。
国分寺崖線	立川市から大田区まで豊かなみどりに覆われた崖の連なりのこと。多摩川が10年以上の歳月をかけて武蔵野台地を削り取ってできた段丘で、その周辺には樹林や湧水などが多く残り、生物にとっても重要な生息空間になっている。「みどりの生命線」とも言われる。
国分寺崖線保全整備地区	世田谷区国分寺崖線保全整備条例に基づき、国分寺崖線のみどりと景観の保全を目的として、敷地面積500㎡以上の建築物の構造に係る制限（階段状の建築物を制限）および建築物の外壁の色彩への配慮を定めている地区。
骨格防災軸	延焼遮断帯の一つであり、広域的な都市機能から見て骨格的な防災軸の形成を図る路線。約3～4km四方で構成されている。
コミュニティサイクル	レンタサイクルシステムの発展形。レンタサイクルが借りた場所に返す方式であるのに対し、他の駐輪場（サイクルポート）でも貸出・返却を可能としたもの。

コミュニティバス	<p>一般に、市区町村などの自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバスサービス。地域の住民の利便性向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停留所の位置等を工夫したバスサービス。</p> <p>本区のコミュニティバスの特徴としては、バス事業者の自主運行を基本としており、区は走行環境支援や区民・関係機関との調整、広報等を行っている。</p>
----------	---

さ行

災害用トイレ	避難所等において災害時に機能するトイレ。
再生可能エネルギー	石油、石炭などの枯渇性エネルギーに対して、資源枯渇のおそれのない太陽、水、風、波、地熱、氷雪などの自然物や自然現象、再生産が可能なバイオマスを利用するエネルギーまたはその資源。
市街化区域	都市計画法第7条第2項に規定されており、すでに市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。本区は多摩川河川敷を除き全域が市街化区域。
市街地開発事業	計画的な市街地形成を図るため、公共施設の整備とともに宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業、防災街区整備事業などがある。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設の整備、建築物および建築敷地の整備などを行う事業。
敷地面積の最低限度	住宅地の住環境保全などのために定める建築敷地の面積の最低限度。都市計画では、用途地域、地区計画などによって定めることができる。
自主防災組織	住民一人ひとりが「自分の命を自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織。災害対策基本法で、その育成が行政の責務として位置づけられている。
市町村の都市計画に関する基本的な方針	区市町村が、都市計画区域マスタープランおよび基本構想に即し、区市町村の区域を対象として、地域に密着した見地から、都市計画法第18条の2に基づき定めた都市計画に関する基本的な方針。
自転車専用通行帯（自転車レーン）	道路交通法により、車道上の自転車通行部分が指定された専用通行帯。進行方向に向かって最も左側部分の第一通行帯を青く着色し確保することから、自転車レーンともいわれる。
自転車歩行者道	専ら自転車および歩行者の通行の用に供するもの。
市民緑地	都市緑地法に基づき、都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的として定められた制度。
住居系用途地域	12種類からなる用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域の総称。
住宅市街地の開発整備の方針	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、良好な住宅市街地の開発整備を図るため、東京都が策定する長期的かつ総合的なマスタープラン。
住宅性能表示	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能に関する表示の適正化を図るための共通ルールを設け、消費者による住宅の性能の相互比較を可能とする制度。
重点整備地域	東京都の防災都市づくり推進計画において、地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域を整備地域とし、このうち都市基盤整備型事業などを重点化して展開し、早期に防災性の向上を図ることで波及効果が期待できる地域。
首都直下地震等による東京の被害想定	首都直下地震等が発生した際の被害想定を算出したもので、東日本大震災を踏まえて見直しを行った。
主要延焼遮断帯	延焼遮断帯の一つであり、骨格防災軸に囲まれた区域内で特に整備の重要度が高いと考えられる带状の路線。約2km四方で構成されている。

主要生活道路	幹線道路と地区幹線道路に囲まれた区域内の交通を集め、幹線道路や地区幹線道路に連絡する道路。
準工業地域	都市計画法による用途地域の一つで、住宅と工場が共存する地域。周辺環境を著しく悪化させるおそれのない工場の他、住宅や商店など多様な用途の建築物が建てられる。
消防活動困難区域 消防活動が困難とされる区域	震災時に、消防車両の通行不能や消防に使用可能な水の不足などによって、消防活動が困難と予想される区域。ここでは、幅員6m以上の道路から消防ホースが到達しない140m以上の領域を示す。
消防水利	火災が発生した時に消火活動を行うため、消防隊や消防団が使用する消火栓や防火水槽。
親水空間	水に触れる、接する、眺める等水と親しむことができる空間。
生産緑地 ／生産緑地地区	都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に位置づける地域地区。
生物多様性	様々な自然があり、そこに特有の個性を持つ生物がいて、それぞれの命がつながりあっていること。
世田谷区基本構想	世田谷区の望ましい将来像の実現に向けて区民主体のまちづくりを進め、自治の発展をめざす区政の基本的な指針。 なお基本構想は、地方自治法第2条第4項において、議会の議決を経て定めることが義務付けられていたが、平成23年5月に交付された「地方自治法の一部を改正する法律」により法的な策定義務がなくなり、策定および議会の議決の有無は自治体の独自の判断に委ねられることとなった。
世田谷区道路整備白書	世田谷区の道路に関する各種数値データを取りまとめたもの。
世田谷区土地利用現況調査	本区が、概ね5年ごとに、区内の全ての建築物と敷地について、形態や利用状況などを把握するために実施している調査。
世田谷区街づくり条例	安全で住みやすい快適な環境の市街地の整備、開発及び保全を推進することを目的に、昭和57年に本区が全国に先駆けて制定した条例。
世田谷区風景づくり条例	地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくるため、景観法に基づく建設行為の届出の義務づけなど、施策の基本事項を定めた条例。平成11年3月に制定された。
世田谷区民自転車利用憲章	自転車に乗るときの心構えを定めたもの。自転車を利用する区民一人ひとりが、歩行者を思いやる精神や互いに譲り合う心に基づき、ルールへの順守、マナーの向上に努め、自転車による事故を減らし、誰もが安全で安心、かつ快適で楽しく行き交う地域社会の実現をめざすため、平成24年4月に定められた。
世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例	公共施設や病院・学校など不特定または多数の人が利用する施設から集合住宅まで、誰もが利用できる生活環境の整備を進めるために定められた条例。
世田谷みどり33	「みどりとみずの環境共生都市・世田谷」の実現をめざして、区制100周年となる2032年（平成44年）にみどり率33%とする長期目標。
世田谷・みどりのフィールドミュージアム	身近な自然の豊かさやすばらしさを知り、区民共有の財産として守り育てていく取り組み。地域（フィールド）全体を一つのミュージアム（博物館）としてとらえ、学習・体験の場とする。
専用住宅 ／専用住宅地	居住を目的とした建築物のうち集合住宅以外の、戸建住宅や、住宅を主とする塾・教室・医療等の併用住宅（店舗や作業場などを除く）。

た行

耐火率	耐火建築物と準耐火建築物の建築面積が、全建築物の建築面積に占める割合。
体験農園	農家が自らの農業経営の一環として開設する区民農園。利用者は園主の指導のもと一連の農作業を行い最後に収穫する。
耐震診断	昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物について、昭和56年以降の新耐震基準と同程度以上の耐震性を有するかどうかを判定するための調査。

玉川全円耕地整理事業	大正 13 年の組合設立準備から昭和 29 年の事業完了まで、30 年をかけて行われた耕地整理事業で、現在の世田谷区の面積の約 4 分の 1 を占める旧玉川村全域（全円）を対象としたものであり、我が国の都市計画史上でも特筆に値する事業。
地域行政制度	本区においてより身近な街づくりを進めるため、平成 3 年 4 月より 5 つの地域に総合支所を発足させ、各総合支所を中心に展開した行政制度。
地域共生のいえ	（財）せたがやトラストまちづくりの取り組みにより、区内の土地建物所有者によって提供された交流などの地域に役立つ場。
地域地区	都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、地域、地区、街区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、防火地域または準防火地域、風致地区などがある。
地域風景資産	世田谷区風景づくり条例に基づき、区民等が地域の個性や魅力を共有し、風景づくりを推進する手掛かりとなるような風景で、区民等の参加を得て選定されたもの。
地域包括ケアシステム	国等が進める高齢者支援策の一つ。高齢者の尊厳の保持と自立生活を支えることを目的として、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように地域の包括的な支援・サービスを提供する体制。本区では、安心すこやかセンター（地域包括支援センター）が中心となって行っている。
地下水のかん養	雨水や河川水などが地下に浸透して帯水層に流れ込み、地下水をゆっくりと養うこと。
地区幹線道路	地区のバス交通や隣接する区や市を結ぶ役割を担う道路。歩行者の空間を確保するとともに、一部の路線においては自転車利用の空間に資する道路。また、防災生活圏を構成する主要延焼遮断帯または一般延焼遮断帯となる。
地区計画 ／地区計画制度	都市計画法に基づく制度。比較的小さな範囲の地区を対象に、地区の方針と建築物の用途や形態などのルールや道路・公園などの配置を細かく定めることで、その地区にふさわしい良好な街づくりを進めることができる。
地区街づくり協議会	世田谷区街づくり条例に基づく団体。地区住民等が、地区街づくり計画の原案の作成や地区街づくりの実現に向けた、自主的な活動を行うことを目的とする。
地区街づくり計画 ／地区街づくり計画 制度	世田谷区街づくり条例に基づいて、区民参加で策定する街づくり計画。地区の特徴に 応じて、きめ細かい街づくりのルールを定めることができる。
地先道路	各宅地から主要生活道路や地区幹線道路に接続する道路で、日常生活の中で利用する最も基本となる道路。
地籍調査	国土調査法に基づく「国土調査」の一つで、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
中高層化率	全建築物棟数に対する地上 4 階建て以上の建築物棟数の割合。
長期優良住宅	劣化対策、耐震性、可変性、省エネルギー性などの性能を有し、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅。この住宅を普及させるため、平成 20 年に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が制定された。
長寿命化	構造物が施工されてから、物理的、機能的など何らかの理由で使用が停止され、撤去されるまでの期間を長くしようと努めること。
低炭素都市づくり 低炭素社会／低炭素 都市	環境負荷の小さな都市構造に転換するため、これまで都市に関わる交通やエネルギー、みどりなどの各部門において取り組んできた温室効果ガスの排出削減効果を一層高め、都市構造全体を見据えた総合的な都市づくり。
電線類の地中化	安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止及び情報通信ネットワークの信頼性の向上などのために、電柱および電力線や通信線などの電線類を地中に埋設すること。
東京外かく環状道路	都心から約 15km 圏を環状方向に結ぶ延長約 85km の自動車専用道路。
東名ジャンクション （仮称）	東京外かく環状道路と東名高速道路の合流地点。

特定整備路線	東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトを実施するにあたり、東京都の防災都市づくり推進計画における整備地域内の未整備および事業中の都市計画道路のうち、延焼遮断帯の形成に資するなど、防災上整備効果の高い区間として指定される路線。
特別保護区	区内にある樹林地、水辺地および動物生息地と一体となったみどりのある土地で特別に保護する必要がある一定の緑地。区が指定し建築行為など一定の行為を制限し、緑地の保全を図る制度。
特別緑地保全地区制度	都市緑地法に基づき都市計画に位置づける地域地区の一つ。都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為を許可制にすることにより、現状凍結的に保全するために指定する制度。
都市型水害	都市化された地域において、河川や下水道の排水能力を超える雨が短時間で降った時に起きる建築物の浸水被害や道路冠水などの水害のこと。
都市環境再生ゾーン	住宅地を主体としつつ、地域の中心としてにぎわいを見せる個性的なまち、河川、農地、大規模な公園など、うるおいのある水と緑に恵まれたまち、住と工の融合した活気あるまちなど多様な表情を持つ地域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都道府県が広域的な見地から定めた、市街化区域と市街化調整区域の区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針。都市計画区域マスタープランともいう。
都市計画提案制度	都市計画法に基づき、土地所有者などが一定の条件を満たした上で、都市計画の決定や変更をすることを、区や東京都に提案することができる制度。
都市計画法	都市の健全な発展等を目的とする法律。土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画の内容およびその決定手続などに関し必要な事項が定められている。
都市再開発の方針	都市再開発法に基づき、市街地における再開発の各種施策（市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、地区計画等、他）を長期的かつ総合的に体系づけ、東京都が策定するマスタープラン。
都市施設	都市の中で安全で快適な生活をするために必要不可欠な施設で、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では、道路、都市高速鉄道、公園、緑地、水道・電気・ガス等の供給施設、下水道、ごみ焼却場、河川、一団地の住宅施設などが列挙されている。
都市復興プログラム	世田谷区地域防災計画に基づき、ハード面の計画としての都市復興について、区民・事業者・区が協働して震災復興に取り組むための方針や行動手順などを、街づくりの視点から復興プロセスの時間経過を踏まえて示したもの。
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を進めることにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。市民緑地や緑化地域などの制度等が定められている。
土地区画整理事業	市街地開発事業の1つ。土地区画整合法に基づき、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行われる事業。土地所有者が土地の一部を提供し、道路や公園などの公共施設を生み出すとともに、宅地の形状を整え、再配置する。
土地区画整理事業を施行すべき区域	昭和 44 年に緑地地域（昭和 23 年指定）の全域が指定解除され、同時にその地域を対象に、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図ることを目的として、都市計画法に基づき決定された土地区画整理事業の区域。

な行

内水氾濫	下水道管渠の能力を上回る降雨や河川の水位上昇により、下水道管渠や水路等から水が溢れ、その水が低地に集まる現象。
農地保全重点地区	世田谷区みどりの基本条例に定めるみどりの重点地区の一つ。農地保全のため、積極的にみどりの保全および創出の推進を図る必要があると認められる地区。世田谷区農地保全方針に基づき7地区を指定。

は行

風致地区制度	都市計画法に基づき、市街地に残された自然や史跡名勝などを含む地域の景観を守り育てていくための制度。建築物の建ぺい率、高さの最高限度、壁面の位置が制限される。区内では国分寺崖線を中心とした地域に、多摩川風致地区が指定されている。
--------	---

不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると延焼による焼失率はほぼ0となる。
分流式下水道	家庭などから排出される汚水と雨水を別々の管で排除する方式の下水道。
防災街区整備方針	阪神・淡路大震災を受け公布された、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づき、東京都が策定したマスタープラン。防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発または開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図ることを目的とする。
防災生活圏	東京都の防災都市づくり推進計画で定められた、延焼遮断帯に囲まれた圏域。火を出さない、もらわないという視点から、市街地を一定のブロックに区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで大規模な市街地火災を防止する。防災生活圏は、日常生活範囲を踏まえ、おおむね小学校区程度の広さの区域としている。
防災機能、空間機能、市街地形成機能	<p>防災機能は主に、延焼防止（延焼遮断帯および延焼遅延帯）、緊急輸送道路、避難路、防災拠点へのアクセス、消防活動のスペース。</p> <p>空間機能は主に、緑化・通風・採光等の確保からなる都市環境維持空間、電気・電話・ガス・上下水道・地下鉄等の施設の収容設置からなる施設収容空間、イベント・散策・交流等の場からなる生活活動空間。</p> <p>市街地形成機能は主に、都市の骨格の形成、土地利用を誘導する都市の構造の形成、生活空間を確保する地区や街区等の形成、都市の主要景観要素や景観軸線の形成。</p>
防災都市づくり推進計画	災害に強い都市の早期実現をめざし、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の整備、木造住宅密集地域等の防災上危険な市街地の整備等についての整備目標や整備方針、具体的な整備プログラムを定めた計画。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度に東京都が策定した計画で平成15年度と平成21年度に改定された。
保存樹木・保存樹林地（制度）	区内にある樹木や樹林地のうち、貴重なものやまちのシンボルとなるものを所有者の方の申し出に基づき指定し、樹木保存の援助等の支援を行う制度。
ボトルネック	瓶の先端部の大きさがすぼんでいるように、道路の幅員が急に小さくなり、車線数が減少する箇所や、橋梁、鉄道と平面交差する踏切等、交通の容量が小さくなることにより渋滞が発生する箇所。

ま行

まちなか観光	区民がまちの中を散策して、区内に点在する見所・魅力を再発見する取り組みを世田谷独自の観光事業の一つとして提案し、これにより世田谷のまちを将来に向けて守る区民意識を醸成するとともに、区外からの集客にもつなげること。
水と緑の風景軸	世田谷区風景づくり条例に基づく風景づくり重点区域の名称。国分寺崖線とその周辺に指定されている。
身近な広場	都市公園を補完し、都市公園に準じて世田谷区が設置および管理する施設。
みどりの推進員制度	地域でみどりを守り、育てる活動をしている区民や団体を、「みどりの推進員」として認定する制度。
みどり率	一定地区の総面積に占める、樹木・草・農地などのみどりで被われた土地面積と、水面と公園内のみどりで被われていない部分を合計した土地面積を合算した割合。
ミニ防災生活圏	世田谷区防災街づくり基本方針で定められた、防災生活圏内において延焼遮断帯の整備が不十分で、概ね500m四方の広さの、かつ主要生活道路や緑道など既存のストックを活用した延焼遅延帯で囲まれた一定の地区で、居住環境の改善と防災性能の向上を図る圏域。
民間指定建築物	耐震改修促進法第6条に定める特定建築物（一定規模以上の幼稚園・保育所、学校、老人ホーム、病院・診療所、集会所・公会堂、百貨店、ホテル、飲食・サービス店、郵便局、事務所、工場、体育館など）のうち、民間が所有する建築物。
民生家庭部門 民生業務部門	都内62市区町村における二酸化炭素の排出量の部門は、民生家庭部門、民生業務部門、産業部門、運輸部門、廃棄物部門に分けられている。このうち家庭内での電気、ガス、灯油等のエネルギー消費からの排出が民生家庭部門であり、産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動からの排出が民生業務部門である。

面的整備	整備に対する取り組みを空間的に示す概念。広場等の整備を示す点的整備や、道路等の整備を示す線的整備と対比される。手法としては市街地再開発事業や土地区画整理事業などがある。
木造住宅密集地域	東京都の木造住宅密集地域整備プログラム（平成9年）で指定された木造住宅密集地域のうち、平成 18・19 年の土地利用現況調査により算出した不燃領域率 60%未満の地域。
木密地域不燃化 10 年プロジェクトによる不燃化特区制度	木密地域不燃化 10 年プロジェクトとは、地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時に大きな被害が想定される整備地域について、平成 32 年を目標として、重点的・集中的に市街地の整備改善を進めている東京都の取り組みのこと。 このうち不燃化特区制度とは、同プロジェクトの取り組みの一つとして、区からの整備プログラムの提案に基づき、東京都が不燃化特区に指定し不燃化を強力に進める制度。

や行

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境とする考え方。
容積率	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合。
用途地域	都市計画法に基づき、市街地の大枠として定める土地利用。区内では 10 種類指定されており、地域ごとに建築物の用途が定められている。また、用途地域は建ぺい率、容積率、高さなどの制限とセットで定められ、地区の特性に応じて詳細に指定されている。

ら行

ライフサイクルコスト	都市整備領域における公共の施設・設備について、企画設計、建設、維持管理・修繕、撤去・処分までをトータルにとらえた総費用。一般の製品・産物などでも幅広く用いられる考え方。
ライフライン	都市における生活や各種活動を支えるため、必要な都市基盤として整備される供給処理・情報通信の施設。
緑地協定	都市緑地法に基づき、土地所有者等が生垣の設置など自らの土地の緑化や緑地の保全の取り組みを、法的な根拠をもつ地域のルールとして位置づける制度。
緑地地域	戦災都市の復興計画を目標とした特別都市計画法に基づき、昭和 23 年に東京区部の周辺部に指定された地域。郊外部に自然環境と生産農地の保全を目的とした地域を確保するとともに、区部における市街地が際限なく連担して膨張することを防止しようとしたもの。 昭和 44 年に全域が指定解除され、同時に土地区画整理事業を施行すべき区域として都市計画決定された。
緑化地域制度	都市緑地法に基づき、みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。
連続立体交差事業	市街地において道路と交差している鉄道を、一定区間連続して高架化または地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業。